

## 船舶事故調査報告書

令和4年9月14日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）  
委員 田村 兼吉  
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和4年3月23日 16時30分ごろ～17時50分ごろの間）（医師による船長死亡推定時刻：17時ごろ）
発生場所	和歌山県串本町下田原漁港南西方沖 下田原港南防波堤灯台から真方位243°960m付近 （概位 北緯33°31.6′ 東経135°51.9′）
事故の概要	漁船和丸は、刺し網漁の操業を行う目的で出航したのち、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和4年4月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 和丸、0.4トン WK3-19357（漁船登録番号）、個人所有 5.40m(Lr)×1.28m×0.65m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数30、昭和60年8月26日
乗組員等に関する情報	船長 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年11月22日 免許証交付日 令和元年10月28日 （令和6年11月21日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船外機の脱落（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m、水温 約17℃ 串本町には、3月22日22時17分に波浪注意報（有義波高3.0m以上）が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、いせえび漁の刺し網を設置する目的で、令和4年3月23日15時40分ごろ、下田原漁港南方沖に向け、同漁港を出航した。 船長と同じ漁業協同組合に所属する僚船船長は、下田原漁港南西方沖において船首を北東方に向けて操業していたところ、16時30分

	<p>ごろ、ふと船尾方を振り向いた際、約100mの場所に本船が移動してきたところを目撃した。</p> <p>僚船船長は、その後、刺し網1枚を設置して帰航した。</p> <p>下田原漁港を最後に出航した別の僚船船長は、帰航した際、本船以外は帰航しているものの、本船が帰航しておらず、本船を探しに再度出航したところ、17時50分ごろ同漁港南西方沖の岩場付近で転覆している本船、及び同岩場に打ち上げられている船長を発見し、119番通報を行った。</p> <p>船長は、その後、波にさらわれて行方不明となり、24日に捜索中の海上保安官により発見され、医師により死因が短時間での溺死、死亡推定時刻が23日17時ごろと検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 転覆している本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、和船型の船外機船であった。</p> <p>本船は、船体に衝突痕などの損傷はなかった。</p> <p>船長が所属する漁業協同組合では、刺し網の設置場所の一部については組合員間の抽選で決定しており、組合員は抽選で決定した場所(以下「決定場所」という。)及び抽選対象外の場所に合計15枚まで刺し網を設置できることになっている。</p> <p>船長の刺し網は、本事故当時、決定場所に5枚設置されていたものの、抽選対象外の場所には設置されておらず、残りの刺し網が転覆している本船付近で発見された。</p> <p>僚船船長は、船尾方に本船を見た際、船長が決定場所での刺し網の設置を終え、抽選対象外の場所に設置するために移動して来たと思った。</p> <p>僚船船長は、船尾方の本船付近には既に僚船船長の刺し網の設置を終えていたので、さらに別の設置場所を探しながら移動中に磯波を受けて船長が落水したのかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>本船及び船長は、僚船の船尾方に移動してきた場所よりもさらに下田原漁港から離れた干出浜(岩)で発見された。</p> <p>船長は、発見された際、チョッキ、迷彩服、ズボン、タイツ、靴下を着用し、防水型の携帯電話を身に付けていたが、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長が所属する漁業協同組合では、組合員に対して救命胴衣の着用を徹底させていたので、組合員はふだんから救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長の家族によれば、船長はふだんから膨張式救命胴衣を着用していたものの、本事故当時、同胴衣が発見されなかったため、腰ひものバックルが締められておらず、同胴衣が脱げた可能性があるのではないかと本事故後に思った。</p>

	<p>船長は、持病がなく、本事故当日、体調不良を訴えていなかった。</p> <p>文献（「波浪学のABC」、磯崎一郎著、株式会社成山堂書店、平成18年8月発行）によれば、磯波については、次のとおりである。</p> <p>沖合では碎波していない波でも、海岸の浅海域に進んでくる場合には、水深と海底勾配に関して生ずる浅水変形、屈折、反射などの効果によって波高が増大し、波長も短くなり、結局波形勾配が急峻になって碎波します。これが、いわゆる磯波です。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>船長は、波浪注意報が発表されている状況下、16時30分ごろ僚船の船尾方に移動してきたところを目撃された後、17時50分ごろ下田原漁港南西方沖の岩場に打ち上げられている状態で発見され、医師により死亡推定時刻が17時ごろと検案されたことから、17時ごろ落水して溺死したものと推定される。</p> <p>船長は、決定場所での刺し網の設置を終えていたこと、抽選対象外の場所である僚船の船尾方に移動してきた際には既に僚船船長が刺し網の設置を終えていたこと、及び僚船の船尾方に移動してきた場所よりもさらに漁港から離れた干出浜で転覆している本船と共に発見されたことから、抽選対象外の設置場所を探しながら移動中に磯波を受け、落水した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、膨張式救命胴衣を適切に着用していなかったことから、海に投げ出された際、同胴衣が脱げた可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、船長が、波浪注意報が発表されている状況下、下田原漁港を出航した後、落水して溺死したことにより発生したものと推定される。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の船長は、磯波が発生するおそれのある海域を航行する際、沖側からの波浪状況を確認するなど、十分に注意すること。</li> <li>・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板上においては救命胴衣を適切に着用すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

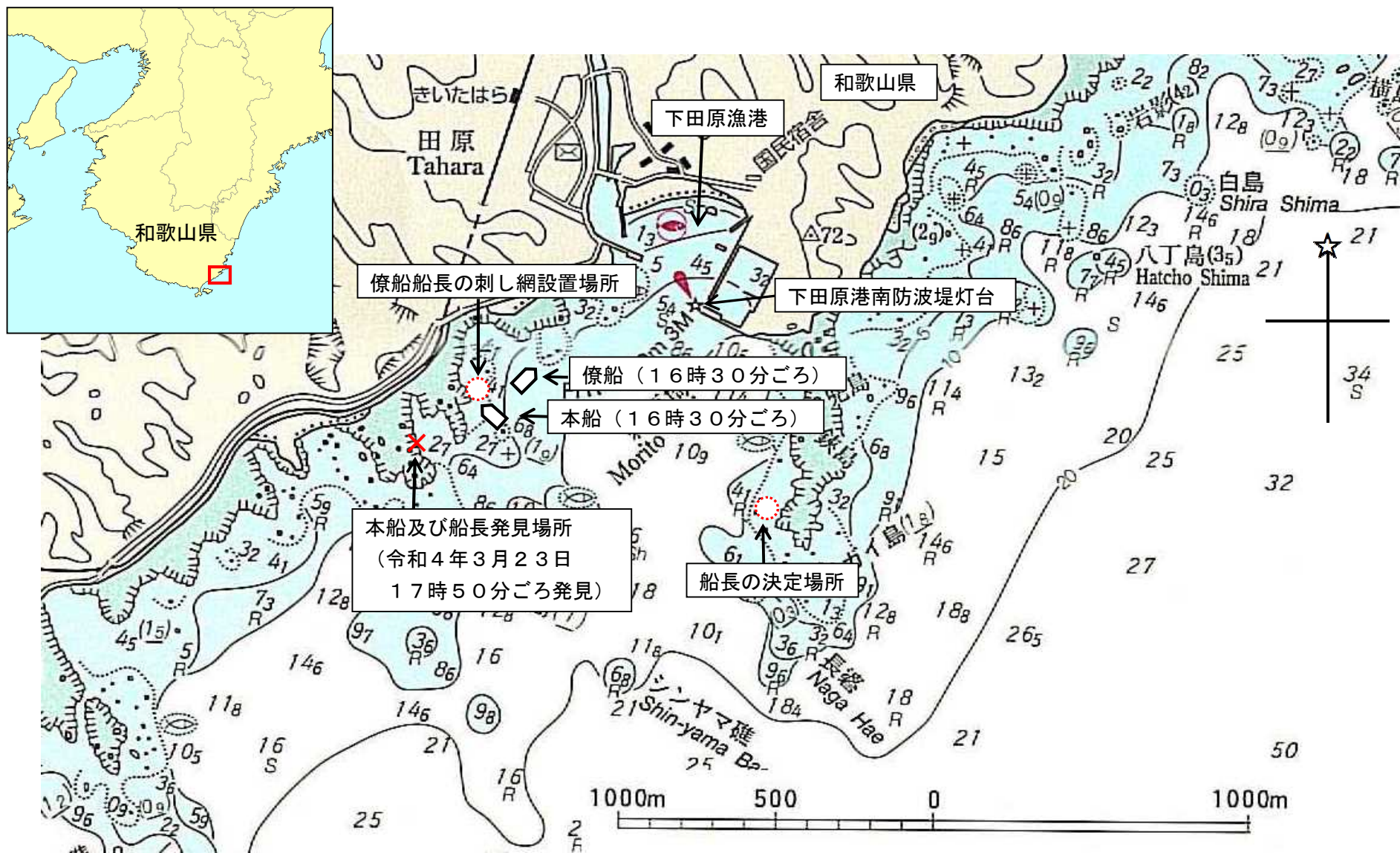


写真1 本船



写真2 転覆している本船

